

国分寺市教育委員会議事録 - 第 14 号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会臨時会
会議の日時 平成30年11月8日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市立教育センター 5階 教育資料室

会議の出席者

教育長 古 屋 真 宏

(教育委員)

教育長職務代理者 富 山 謙 一

委 員 戸 塚 晃

委 員 佐久間 博 美

委 員 大 木 桃 代

(職員)

教育部長 堀 田 順 也

教育総務課長 日 高 久 善

学務課長 中 島 弘 美

学校指導課長 松 浦 素 明

統括指導主事 大 島 伸 二

指導主事 關 友 矩

社会教育課長 千 葉 昌 恵

ふるさと文化財課長(統括) 櫻 井 明 徳

公民館課長兼本多公民館長 山 崎 明 子

恋ヶ窪公民館長 増 本 佐千子

もとまち公民館長 豊 泉 早 苗

図書館課長兼本多図書館長 藤 川 浩 二

書 記 山 田 隆 史

書 記 大 嶽 みなみ

傍聴者 0名

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番富山委員、4番佐久間委員を指名した。

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。立冬となりましたが、穏やかな天気です。冬を迎えまして過ごしやすい季節になりました。秋の文化的な行事もまだまだ続いており、今週末及び来週には小学校の学芸会、展覧会等もございますので、ぜひお寄りいただけるとありがたいと思っております。

〔議事〕

1 議案第55号 平成30年度国分寺市一般会計補正予算案について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 今回の補正予算案につきましては、教育総務課のみとなります。

1枚おめくりいただきまして、債務負担行為の総括表を御覧ください。債務負担行為は3件ございます。項番1、国分寺市教育系システム導入・運用委託です。平成31年9月から次期教育システムへの更新が必要であり、そのシステムの構築期間を考慮しますと、平成30年度内の平成31年3月までに委託業者と契約をする必要がございます。また、平成31年9月からシステムの運用とパソコン教室で使用しているシステムの借上げなどを5年間のリースで行うため、平成30年度から平成36年度までの期間の債務負担行為を設定するものでございます。

項番2、小学校のエアコン借上げになります。小学校4校で7か所のエアコンが老朽化により故障し、また第七小学校の児童数増に伴う普通教室改修により新たに2か所エアコンを設置する必要があります。合計で5校9か所、10年間のリース料を債務負担行為で設定するものでございます。

項番3、第二小学校の揚水ポンプ及び受水槽の老朽化により、水をくみ上げる能力が著しく低下したため修繕が必要となりました。また、プールの増圧ポンプについても、故障により修繕する必要があり、修繕期間が平成31年度を含むため債務負担行為を設定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、歳入の総括表を御覧ください。歳入につきましては1件となります。教育費都補助金につきましては、第一小学校で工事しました小中学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金でございます。今回、補助金を受けられなかったため全額の減額補正をするものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。歳出につきましては2件ございます。

1番目の学校管理費の小学校の運営に要する経費の需用費についてです。来年度児童数の増加により、新年度に机と椅子が100セット必要になると算定いたしました。机と椅子のセット3万5,880円を100セットの合計358万9,000円の増額となります。

2番目の学校管理費の小学校の施設維持管理に要する経費の需用費は、債務負担行為でも御説明いたしましたが、第二小学校のトイレで使用している水を受水槽へくみ上げるポンプ及びプールへ給水するための増圧ポンプが、老朽化により故障しているため修繕を行

いたいというものでございます。また、第七小学校の児童数増加により、来年度の普通教室を確保するため、既存の施設の改修を行うものでございます。学校とも相談し、学年の教室の並びなどを考慮して改修をさせていただきたいというものでございます。

それぞれポンプの修繕につきましては債務負担行為を設定させていただいておりますので、平成30年度の支払としましては前払金595万7,000円、七小の改修費としまして627万9,000円、合計で1,223万6,000円の増額補正となります。

御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

佐久間委員 歳入の小中学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金についてですが、この補正額は予定されていた補助金の全額なののでしょうか、また、なぜ減額されたのか教えてくださいたいと思います。

教育総務課長 こちらの金額につきましては、歳入として見込んでいた金額の全額となります。しかし、補助の対象としましては工事費の10分の8が歳入となる予定でした。

また、全額減額補正となった理由としましては、当初は補助金として入ってくる見込みでしたが、補助金の対象は東京都の基準で、各市の学校の給水配置のうち3割を目途としております。国分寺市はその3割を超えていたため補助金の対象から外れたのではないかと考えてございます。

佐久間委員 ありがとうございます。そうしますと市では何割実施されているのでしょうか。3割を超えているということですが、実施率はどのくらいなのでしょうか。

教育総務課長 国分寺市内の市立小中学校15校中、現在、第一小学校を含む8校が給水栓を設置済みでございます。来年度実施する予定の9校目につきましては、補助金の対象ではなくなったため予算計上をしておりません。補助金の対象となったのは7校分であり、8校目の第一小学校が補助金の対象ではなくなったこととなります。したがって、3割は超えているという状況でございます。

佐久間委員 ありがとうございます。そうしますと、一小の分は市費で行うということでしょうか。

教育総務課長 第一小学校につきましては、市の負担で工事を行うこととなります。

富山委員 東京都の補助金の基本方針が3割の設置という中で、過半数の学校で水飲栓の直結給水化がなされているのは非常に良いと思います。そちらに関してですが、直結することによって、都は色々な言い方をしていますが、どのようなメリットが子どもたちや教職員、地域の方から届いているかをお知らせください。

教育総務課長 直結化した水につきまして、子どもたちや先生方からは、冷たくなった、おいしくなったという声を伺っております。

富山委員 ありがとうございます。特に校舎が古くなりますと、例えば夏休みの最終日には全ての水道を出していたのが実態だと思います。したがって、新しい学校よりも古い学校で水飲栓の直結給水化が実施されていくと良いと思います。自治体が努力をして過半数の学校で実施されているのはとても良いと思います。私も直結化した水は本当に冷たいと思います。ありがとうございます。

大木委員 先ほど、第二小学校の揚水ポンプ等の修繕に関して修繕期間が平成31年度を含むとお伺いいたしました。期間が長引くことに関して、実際的な問題などは生じていないのでしょうか。

教育総務課長 揚水ポンプにつきましては、くみ上げをしまして、屋上の受水槽から各トイレに水が流れるという状況になってございます。運動会などの行事の際に一斉に使用しますと、水の流れが少し悪くなる状況がございました。現状としましては特に問題はございませんが、そのようなときに困ってしまうため修繕を行う予定でございます。

プールにつきましては、現在プールの授業はないため、影響はございません。来年の6月の完成を目指して修繕を行っていきたいと考えてございます。

大木委員 ありがとうございます。子どもたちの日常生活に支障のないように、早急にお進めいただければと思います。

佐久間委員 第七小学校の普通教室への改修についてですけれども、現在のどの部屋をどのように改修するのか教えてください。

教育総務課長 現在、学校と相談してございますが、第七小学校の4階にあります教材室などを改修しまして、こちらに少人数教室を移動する予定でございます。併せて、少人数教室を普通教室に改修する修繕を進めていきたいと思っております。主にはそのような内容でございます。

佐久間委員 教材室は確保できるということでしょうか。

教育総務課長 教材室を少し狭くする形で改修をしてみたいと思っております。改修前に教材室の物品を整理し、進めていきたいと思っております。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第 56 号 国分寺市立歴史公園条例の一部を改正する条例について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

平成 31 年 1 月末に保存整備工事が完了する武蔵国分寺跡中枢地区を歴史公園として位置づけ市民の利用に供するため、国分寺市立歴史公園条例（平成 15 年条例第 4 号）の一部を改正することを教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

ふるさと文化財課長（統括） 改正内容を御説明させていただきます。資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。改正点は 2 点ございます。

まず、1 点目でございます。平成 23 年度より整備を行ってきた史跡武蔵国分寺僧寺跡の中枢地域の整備工事が、ようやく来年 1 月末に完了いたします。名称や位置を規定する第 2 条の表に当該地域を追加させていただきます。地区名は「史跡武蔵国分寺跡（僧寺中枢地域）」とし、位置は当該地域を構成いたします 26 筆の地番を表記いたします。

なお、場所につきましては、参考資料の案内図の色塗りをした箇所となり、面積は登記簿上の面積ですが合計で 9,615 平方メートルとなります。

2 点目でございます。文言整理といたしまして、現在常用漢字となっております条例中第 2 条表中の崖線の「崖」の字及び別表第 3 の湧水の「湧」の字にある振り仮名を削除いたします。

条例改正の施行日は平成 31 年 3 月 1 日といたします。理由といたしまして、契約では工事の終期は平成 31 年 1 月 31 日となっておりますが、その後の工事完了検査の期間や万が一検査で指摘があった場合に、手直しのための工事に一定の期間を要することを考慮しまして、竣工予定日からひと月後といたしております。また、条例文の振り仮名の削除につき

ましては、本条例改正の公布の日から施行することにしております。

当該地区は市内5地区目の歴史公園として位置づけることとなります。市民が気楽に訪れ、歴史や文化に親しめる公園として、史跡の保存と活用、公開を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議等をよろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

大木委員 先ほどの振り仮名を削除した件に関しまして、こちらが制定されたときにはまだ常用漢字の扱いではなかったということでしょうか。

ふるさと文化財課長(統括) 例規の改正等の際には、常用漢字になっている文字についてその都度振り仮名を削除するという方法を取っております。今回につきましてはこちらに該当いたしますので振り仮名を削除させていただきます。

佐久間委員 この地域の整備に関しましては、長い年月をかけて来年の1月に完了するというで大変お疲れさまでした。市民や市外の多くの皆さんに親しまれ、歴史遺産として活用されることを楽しみにしております。

教育長 歴史公園として新たに位置づけることとなりますので、ぜひ活用を十分に図っていただけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午前9時50分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 3 番

4 番

調製職員